

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
の適用に係る解釈の明確化等について (お知らせ)

標記につきましては、デジタル技術の活用に関する考え方を明確化するものとして、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項の「往
訪閲覧」の項目の取扱いについて、下記のとおり整理されましたのでお知らせいたしま
す。

なお、今までの解釈や運用を変更するものではありません。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれ
ましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

概要

「往訪閲覧」について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項[※]に規
定する記録・図面の閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基
本とすることを推奨する。

※ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設
備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出が
あつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(例) 供給設備の所有者から配管図面を閲覧したい申し出があつた際に、印刷物として
提出するのではなく、WEB会議 (Zoom, Teams 等) で閲覧を行う。

概要等掲載URL

【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240328_dejitarugensoku.html



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂